

【参考】

○創発調査費による調査の種類及び内容

国土施策創発調査費による調査（国土施策創発調査）は、以下の2調査に区分して行う。

（1）地域活力創発等調査

- ・地方公共団体等から発案された地域施策の推進に資する調査等であって、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。
または、地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題への対応などについて関係府省等が連携して行う調査であって、国土の利用等に関する政策の推進に資するもの。

（2）広域地方計画課題調査

（広域地方計画協議会を組織する者が発案者となって調査を実施）

- ・広域地方計画策定に参画する主体が相互に連携しながら広域地方計画における主要課題に即した調査を発案し実施するものであって、広域地方計画策定等に資するもの。

※（1）についてはその性質により以下に分けられる

- ・地域施策創発調査（地方公共団体等が発案者となって調査を実施）
地方公共団体等から発案された地域施策の推進に資する調査等であって、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。
- ・特定課題調査（国が発案者となって調査を実施）
地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題への対応などについて関係府省等が連携して行う調査であって、国土の利用等に関する政策の推進に資するもの。

○採択について

国土交通省は各府省等から応募された調査課題について、提出された調書の他、調書の提出後に実施するヒアリングの結果を総合的に勘案の上、取扱要領等に定める選定基準に照らし、緊急性、斬新性、現実性、モデル性等に特に着目して採択の可否を決定します。

○選定基準について

創発調査費配分対象調査等の選定基準は、次のとおりです。

- ①各府省庁（部局・機関）・地方公共団体のうち複数の主体が連携して行う調査等に重点的に配分する。
- ②調査等については当該各府省等において実施されることがもっとも適切であるものでなければならない。ただし、本来的に各府省等の予算に計上されるべきもの、又は、要求（要望）調査課題を対象としうる予算が既に各府省等の予算に計上されているものについては、採択の対象とならない。
- ③調査実施府省等の実施する施策への反映が見込まれる調査等に重点的に配分する。

詳細については、国土交通省国土計画局HP中に「国土施策創発調査費」のページを設置しておりますので、ご覧下さい。応募要領・様式等のダウンロードができます。

国土計画局HPアドレス <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kokudokeikaku.html>